

共済組合給付(長期給付)

第1 公的年金制度について

1 公的年金制度の概要

公的年金制度は、国民年金（1階部分）と厚生年金保険（2階部分）によって構成されています。

国民年金は、全国民に共通の制度で、基礎年金を支給します。国民年金の被保険者（加入者）は職種等によって第1号被保険者から第3号被保険者に分かれます。

厚生年金保険は、被用者（国民年金の第2号被保険者に該当する方）のための制度で、報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者（加入者）は勤務先、勤務形態により、「一般・国共済・地共済・私学共済」の4つの種別に区分され、種別ごとにそれぞれの実施機関が各被保険者期間について厚生年金を決定および支給します。

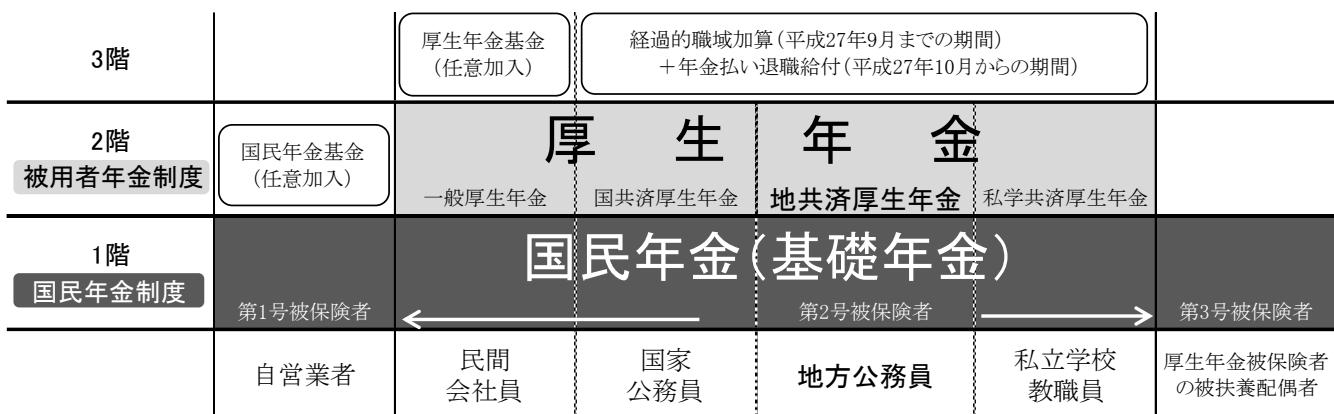
なお、公務員共済組合（国共済と地共済）の期間については、最後に退職した公務員共済組合で厚生年金を決定および支給します。

このように、公的年金制度は全国民共通の国民年金（基礎年金）と上乗せ制度である厚生年金保険の2階建ての体系となっています。さらに、「厚生年金基金（現：企業年金）」や「年金払い退職給付」を含めると3階建ての体系となります。

公立学校共済組合の組合員（※）であった期間（過去に加入した他の地方公務員共済組合および国家公務員共済組合の期間を含みます。）は、国民年金の「第2号被保険者」および厚生年金の「地共済厚生年金被保険者」であった期間となります。

また、公的年金制度では20歳から60歳までは何らかの年金制度に加入することになっています。退職時に配偶者を扶養していた場合は、その配偶者も60歳までは国民年金の加入手続が必要になります。

（※）以下、本章における「組合員」は長期給付の適用を受ける一般（船員）組合員を指します。



＜厚生年金被保険者の種別と実施機関＞

厚生年金の実施機関は、厚生年金被保険者の種別により以下のように区分されています。

年金記録の管理や標準報酬額の決定、年金の支給決定は厚生年金被保険者の種別ごとに各実施機関が行います。

被保険者の種別	対象者	実施機関
一般厚生年金	民間会社員、各共済組合の短期組合員	日本年金機構
国共済厚生年金	国家公務員 (国家公務員共済組合の組合員)	国家公務員共済組合連合会
地共済厚生年金	地方公務員 (地方公務員共済組合の組合員)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合等)
私学共済厚生年金	私立学校の教職員	日本私立学校振興・共済事業団

2 年金のしくみ

(1) 65歳からの年金のしくみ

ア 老齢厚生年金

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- a 65歳以上であること
- b 厚生年金被保険者期間が1か月以上であること
- c 受給資格期間が10年以上であること

用語説明

○厚生年金被保険者期間

厚生年金被保険者（一般・国共済・地共済・私学共済）であった期間をいいます。

○受給資格期間

受給資格期間とは、次のⅠからⅢまでの期間を合算した期間をいいます。

- I 厚生年金被保険者期間
- II 国民年金の保険料納付済期間（国民年金第3号被保険者であった期間を含みます。）および国民年金の保険料免除期間
- III 合算対象期間（海外に居住していた期間等をいいます。）

◆老齢厚生年金の額

$$A \text{ 報酬比例部分} + B \text{ 経過的加算額} + C \text{ 加給年金額}$$

- ・ 経過的加算額とは、20歳未満、60歳以降の組合員期間に係る老齢基礎年金に相当する額です。
- ・ この他、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間をもとに、3階部分に該当する経過的職域加算額が支給されます。

◆加給年金額

厚生年金被保険者期間が20年以上ある方で、加給年金額対象者がいる場合は、65歳（誕生日の前日が属する月の翌月分）から老齢厚生年金に加算されます。

① 加給年金額対象者と加給年金額

年金受給者によって生計を維持されている方で、加給年金額加算開始時期に、下表に該当する方が対象となります。

対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額
配偶者	65歳未満	年金受給者と生計を共にし、かつ、収入が年額850万円未満または所得が655.5万円未満。	415,900円
子	①18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある。 ②20歳未満で障害等級が1級または2級の障害状態にある。	なお、収入限度額以上であっても、5年以内に定年等により限度額未満になることが見込まれる場合には対象となります。	2人目まで1人につき 239,300円 3人目から1人につき 79,800円

② 加給年金額の停止

加給年金額対象者である配偶者が、老齢（退職）を給付事由とする年金（加入期間が20年以上かそれと同様とみなされるもの）の受給権を有する場合、または、障害を給付事由とする年金の支給を受ける場合は、その間、加給年金額は支給停止されます。

イ 老齢基礎年金

65歳からは、老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。

年金額は、40年間（20～60歳）保険料を納付した場合 69歳以上は829,300円、68歳以下は831,700円です。（令和7年度額）

保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。未納期間に係る保険料を納めたい場合には、お住まいの市役所にお問い合わせください。

ウ 支給の繰上げ

老齢厚生年金の受給要件の b および c を満たしている方は、60 歳から 65 歳に達するまでの間に繰上げ請求を行い、その請求を行った翌月分から老齢厚生年金の支給を受けることができます。ただし、年金額は繰り上げた月数 1 か月当たり 0.4% (昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 0.5%) が減額され、減額は生涯続きます。

繰上げ請求する際の主な注意点

- 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金も、同時に繰上げ請求する必要があります (すべて減額支給されます。)。
- 在職中でも請求できますが、年金額の一部または全額が支給停止されます (老齢基礎年金は支給停止されません。)。
- この制度を利用すると、事後重症による障害厚生 (共済) 年金の請求はできません。
- 繰上げ請求を行った場合も、加給年金額は 65 歳から支給されます。

エ 支給の繰下げ

65 歳に達したときに老齢厚生年金の請求をせず、66 歳以後に老齢厚生年金の繰下げ請求を行うことにより、その請求を行った月の翌月分から繰り下げた月数 1 か月当たり 0.7% を増額した年金を受けることができます。ただし、65 歳から繰下げ請求を行うまでの間の年金の支給はありません (加給年金額も支給されません。)。

繰下げ請求する際の主な注意点

- 繰下げ請求は、66 歳の誕生日以後、原則 75 歳 (昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 70 歳) に達するまで、1 か月単位で行うことができます。
- ただし、退職後、初めて一般厚生年金・私学共済厚生年金に加入する方は、資格取得の翌月 1 日に一般・私学共済における老齢厚生年金の受給権が発生するため、その時点からさらに 12 か月経過しなければ繰下げ請求を行うことができない場合があります。

【例】令和 8 年 4 月 1 日に組合員の資格喪失後、同日付で初めて一般厚生年金または私学共済厚生年金に加入したとき

〈ケース 1〉令和 8 年 4 月 15 日に 66 歳に到達する方 (昭和 35 年 4 月 16 日生まれ)

66 歳到達後に一般・私学共済における老齢厚生年金の受給権が発生するため、66 歳到達時に繰下げ請求することが可能。

〈ケース 2〉令和 8 年 5 月 15 日に 66 歳に到達する方 (昭和 35 年 5 月 16 日生まれ)

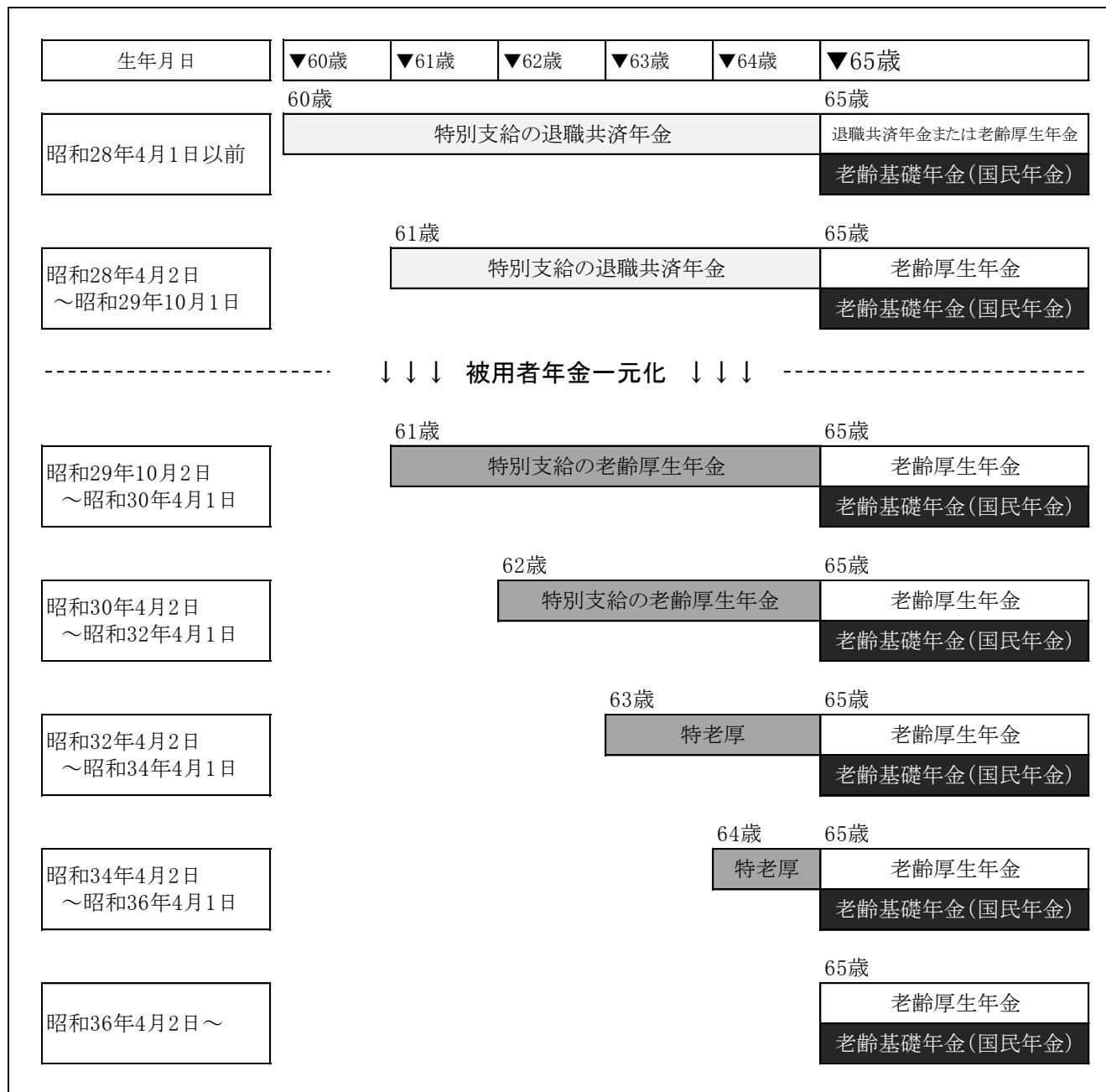
66 歳到達前に一般・私学共済における老齢厚生年金の受給権が発生するため、66 歳到達時に繰下げ請求することができない。65 歳到達時に遡って請求するか、令和 9 年 5 月以降に繰下げ請求することになる。

- 他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰り下げる必要があります。
- 老齢基礎年金、退職年金 (年金払い退職給付) も繰下げ請求を行うことが可能ですが、同時に繰り下げる必要はありません。異なる時期に繰り下げる場合は、それぞれに請求が必要です。
- 他の公的年金を受給している場合は繰下げ請求することができません (老齢基礎年金、障害基礎年金および年金払い退職給付は除きます。)。

《支給開始年齢図》

年金の支給開始年齢は、生年月日によって次のように定められています。

昭和36年4月1日以前に生まれた方は、経過措置として65歳までの間、段階的に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」が支給されます。ただし、15頁アの受給要件 b が、厚生年金被保険者期間が1年以上であることに変わります。



※ 民間企業等で勤務され、一般厚生年金に加入していた期間がある女性の場合、その期間の年金支給開始年齢は、公務員厚生年金より早くなっています。生年月日に応じて下表の年齢から一般厚生年金の支給を受けることができます。

生年月日	～S. 33. 4. 1	S33. 4. 2～ S35. 4. 1	S35. 4. 2～ S37. 4. 1	S37. 4. 2～ S39. 4. 1	S39. 4. 2～ S41. 4. 1	S. 41. 4. 2～
支給開始年齢	60歳 (特老厚)	61歳 (特老厚)	62歳 (特老厚)	63歳 (特老厚)	64歳 (特老厚)	65歳 (老厚)

(2) 障害の年金のしくみ

ア 障害厚生年金

以下の全ての要件を満たすことが必要です。

a 厚生年金被保険者期間に初診日があること

b 障害認定日または障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に障害等級が 1 級から 3 級までの状態にあること

c 保険料の納付要件を満たしていること

(注) 障害の等級は、年金の実施機関が認定する等級であって、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。

用語説明

○初診日

病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

○障害認定日

原則として初診日から 1 年 6 か月を経過した日をいいます。

○保険料の納付要件

初診日の前日に、原則以下のいずれかを満たしていることが必要です。

I 初診日のある月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その期間の 3 分の 2 以上について保険料が納付または免除されていること

II 初診日のある月の前々月までの 1 年間に、保険料の未納がないこと（初診日が令和 8 年 3 月 31 日以前であり、初診日に 65 歳未満であるときに限られます。）

◆事後重症制度

障害認定日に障害等級に該当する状態になくても、その傷病が 65 歳に達する日の前日までの間に障害等級に該当する状態になり、かつ、その期間内に請求したときは障害厚生年金が支給されます。

(注) 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給者は、請求することができません。

◆在職中の障害厚生年金の支給

平成 27 年 10 月以降、障害厚生（共済）年金は在職中であっても支給されることとなりました。ただし、経過的職域加算額は、組合員である間は支給が停止されます。

イ 障害基礎年金

障害等級が 1 級または 2 級に該当する方は、障害基礎年金も併せて受給できます。年金額は、69 歳以上の場合は 1 級が 1,036,625 円、2 級が 829,300 円、68 歳以下の場合は 1 級が 1,039,625 円、2 級が 831,700 円です。（令和 7 年度額）障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

《障害厚生年金の参考傷病等》

特例症例

下表の症例の場合は、初診日から1年6か月を経過する前であっても、特例としてそれぞれの日が障害認定日になります。

症 例	障害認定日
①上肢、下肢を離断・切断した	離断または切断日
②人工骨頭、人工関節を挿入、置換した	挿入、置換日
③脳血管疾患による機能障害となった	初診日から起算して6か月を経過した日以後（医学的観点からそれ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る）
④心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）、人工弁を装着した	装着日
⑤心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植、装着した CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した	移植または装着日 装着日
⑥胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換した	挿入、置換日
⑦人工透析療法を施行した	透析開始日から起算して3か月を経過した日
⑧人工肛門を造設、尿路変更術を施行した	施術日から起算して6か月を経過した日
新膀胱を造設した	造設日
⑨喉頭を全摘出した	喉頭全摘出日
⑩在宅酸素療法を行っている	在宅酸素療法開始日
⑪遷延性植物状態である	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

主な傷病名

障害の程度により該当しない場合があります。また、この表以外の傷病でも該当する場合があります。

区 分	主な傷病名
眼	白内障、緑内障、ブドウ膜炎、眼球萎縮、網膜脈絡膜萎縮、網膜色素変性症
聴覚	メニエール病、感音性難聴、突発性難聴、薬物中毒による内耳障害
鼻腔機能	外傷性鼻科疾患
そしゃく・嚥下機能、言語機能	咽頭摘出術後遺症、上下顎欠損
肢 体	上肢又は下肢の離断又は切断障害・外傷性運動障害、脳卒中、脳軟化症、重症筋無力症、関節リウマチ、ビュルガー症、脊髄損傷、進行性筋ジストロフィー
精神	認知症、脳動脈硬化症に伴う精神病、アルコール精神病、頭蓋内感染に伴う精神病、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん性精神病、高次脳機能障害、その他詳細不明の精神病
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺腺維症
心疾患	慢性虚血性心疾患、冠状動脈硬化症、狭心症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、心筋梗塞
高血圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（ただし、脳溢血による運動障害は除く）
腎疾患	慢性腎炎、ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、慢性腎不全
肝疾患	肝硬変、多発性肝腫瘍、肝癌
糖尿病	糖尿病、糖尿病性と明示された全ての合併症
その他	悪性新生物等およびその他の疾患

(3) 遺族の年金のしくみ

ア 遺族厚生年金

以下のいずれかの要件に該当するときにその遺族に支給されます。

- a 厚生年金被保険者が亡くなられたとき
- b 厚生年金被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、厚生年金被保険者の資格喪失後、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなられたとき
- c 障害等級1級または2級に該当する障害厚生（共済）年金等の受給者が亡くなられたとき
- d 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生（退職共済）年金の受給権者または受給資格期間が25年以上ある方が亡くなられたとき

（注） aまたはbに該当する場合は、亡くなられた方が、死亡日の前日に原則以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・ 死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、その期間の3分の2以上について保険料が納付または免除されていること
- ・ 死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと（死亡日が令和8年3月31日以前のときで、亡くなられた方が65歳未満であった場合に限られます。）

用語説明

○遺族

遺族厚生年金を受給できる「遺族」とは、厚生年金被保険者であった方が亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた方のうち、下表に該当する方です。優先順位1から4までのうち最も順位の高い方に支給されます。

優先順位	1	2	3	4
遺族	夫・妻・子	父母	孫	祖父母

- * 夫、父母、祖父母は、被保険者であった方が亡くなられた当時、55歳以上である方が対象です。また、年金の受給開始は60歳からになります（55歳以上60歳未満の夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。）。
- * 子および孫は、被保険者であった方が亡くなられた当時、以下のいずれかに該当する方が対象です。
 - I 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻していないこと
 - II 20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していないこと
- * 配偶者と子に受給権が発生するとき、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、子に対する遺族厚生年金は支給が停止されます。
- * 夫の死亡時に30歳未満で子がない妻に対する遺族厚生年金は、5年間の有期年金となります。

イ 遺族基礎年金

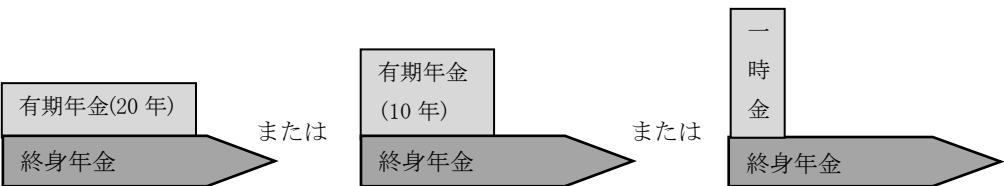
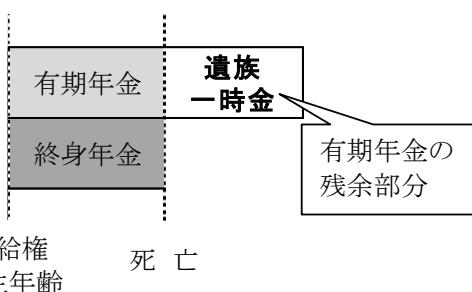
遺族に該当する方が「配偶者であって子と生計を同じくしている方」または「子のみ」である場合、遺族基礎年金が支給されます。年金額は、69歳以上は829,300円、68歳以下は831,700円で（令和7年度額）、子の人数に応じて一定額が加算されます。遺族基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

3 年金払い退職給付のしくみ

退職等年金給付（年金払い退職給付）は、被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）により、改正前の共済年金における職域部分（3階部分）が廃止されたことに伴い、地方公務員の退職給付の一部として、新たに設けられました。

年金払い退職給付は、平成27年10月以後の組合員期間について適用されます。

（1）年金払い退職給付の種類

種類	概要
退職年金	<ul style="list-style-type: none">1年以上の引き続く組合員期間を有する方が退職した後に65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したとき、半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます（60歳からの繰上げ、また、受給権を取得した日から起算して最長10年まで支給を繰り下げることも可能です。）。有期年金の支給期間は20年ですが、受給権を取得した日から6か月以内に申し出た場合に限り、10年（または一時金）を請求時に選択することができます。  <ul style="list-style-type: none">受給者が死亡した場合は、有期年金の残余部分が遺族に一時金として支給されます。終身年金の支給は終了します。 
公務障害年金	<ul style="list-style-type: none">公務による傷病（※）により障害等級が1級から3級までの状態になったときに支給されます。
公務遺族年金	<ul style="list-style-type: none">公務による傷病（※）により亡くなられた場合に、その遺族に支給されます。

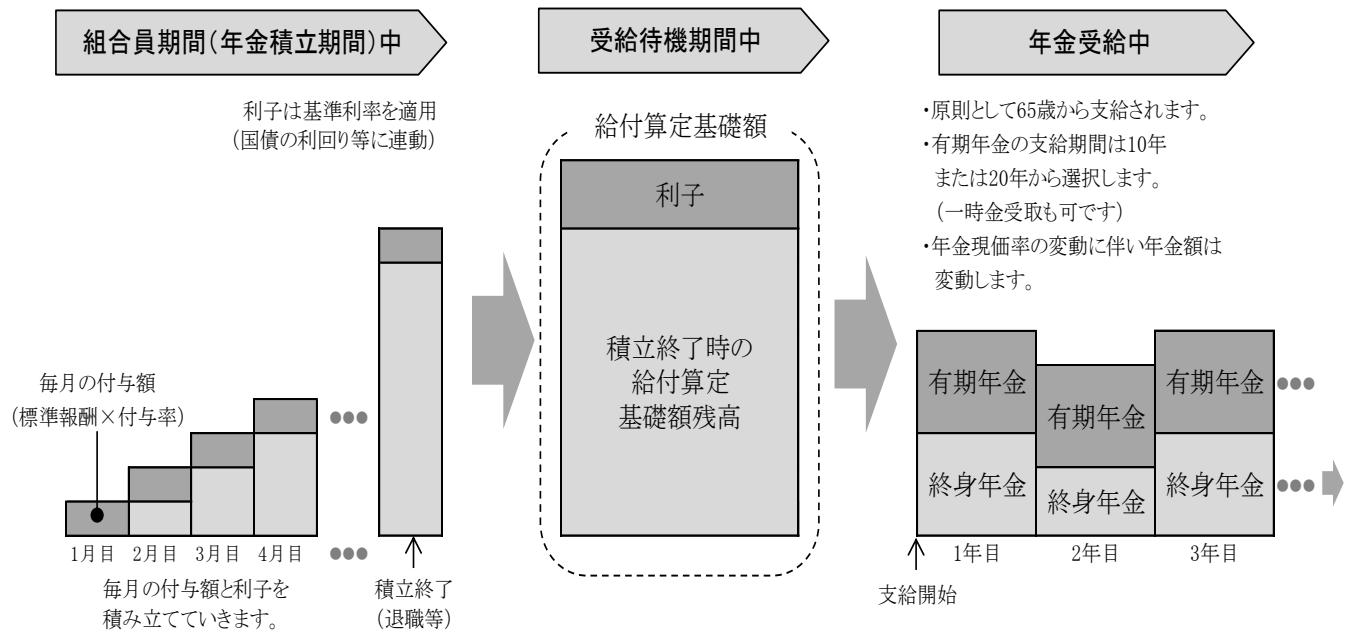
※通勤災害や公務外の場合は、対象となりません。

（2）保険料の積立と給付のしくみ

改正前の共済年金における職域部分は、現役世代の保険料（掛金）収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付ですが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料（掛金）で積み立てる「積立方式」による給付です。各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子とともに退職時まで毎月積み立てます。

なお、年金額は、基準利率の変動や寿命の伸び等を踏まえた年金現価率を基に改定されます。

《積立方式のイメージ図》



(3) 経過的職域加算額と年金払い退職給付の違い

	経過的職域加算額	年金払い退職給付
請求手続	老齢・障害・遺族厚生年金の請求をしたことをもって、請求した取扱いとなる	厚生年金とは別の請求書を用いて請求する必要がある
離婚分割	分割の対象となる	分割の対象とならない
支給開始年齢 (老齢のみ)	老齢厚生年金の支給開始年齢と同じ	原則として 65 歳
年金額の単位	1 円単位	100 円単位
繰上げ支給の減額率	1 か月につき 0.4% の減額 (昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた方は 0.5%)	給付算定基礎額の利子は請求日の前日の属する月までのため当該額は減額となる

《ねんきん定期便》

被用者年金制度が一元化されたことに伴い、「ねんきん定期便」を毎年1回、誕生日月に組合員の皆様へ送付しています。「ねんきん定期便」には、これまでの年金加入期間（共済組合以外の期間も含む）や保険料納付額、年金見込額などの年金記録が記載されていますので、ご自身の年金記録が正しいかどうか、ご確認ください。

注意点

- ・ 約 4 か月前の記録で作成されます。
 - ・ 退職後に厚生年金に加入する場合は、属する実施機関から、加入実績に基づき送付されます。
(例：早期退職した後、国民年金に加入した場合は、日本年金機構から送付されます。)
 - ・ 60 歳以上で直近の 14 か月間に厚生年金に加入していない場合は、送付されません。

《年金計算例》

計算条件

職名	●教諭（小学校）	生年月日	●昭和39年7月
採用年月日	●昭和62年4月1日	退職年月日	●令和8年3月31日
組合員期間	●39年（468月）	加給年金額対象者	●あり（配偶者）
平均給料月額	●324,000円（昭和62年4月～平成15年3月の給料額の平均）		
平均給与月額①	●568,000円（平成15年4月以降の給料と賞与から算出した額）		
平均給与月額②	●594,000円（平成15年4月～平成27年9月までの給料と賞与から算出した額）		

① 老齢厚生年金

ア 報酬比例部分の額

(平成15年3月31日までの期間)

$$(平均給料月額) \quad (給付乗率) \quad (組合員期間) \quad (従前額改定率) \\ 324,000円 \times \frac{7.50}{1000} \times 192月 \times 1.061 \times 1.000 = 495,020.00円$$

+

(平成15年4月1日以後の期間)

$$(平均給料月額) \quad (給付乗率) \quad (組合員期間) \quad (従前額改定率) \\ 568,000円 \times \frac{5.769}{1000} \times 276月 \times 1.061 \times 1.000 = 959,563.00円$$

イ 経過的加算額（20歳未満、60歳以降の組合員期間に係る老齢基礎年金に相当する額）

$$= 36,991.00円$$

ウ 加給年金額

〈配偶者の加給年金額〉

組合員の生年月日	加給年金額
昭和18年4月2日～	415,900円

〈子の加給年金額〉

子の数	加給年金額
2人目まで1人につき	239,300円
3人目から1人につき	079,800円

② 経過的職域加算額

(平成15年3月31日までの期間)

$$(平均給料月額) \quad (給付乗率) \quad (組合員期間) \quad (従前額改定率) \\ 324,000円 \times \frac{1.50}{1000} \times 192月 \times 1.061 \times 1.000 = 99,004.03円$$

+

(平成15年4月1日以後の期間)

$$(平均給料月額) \quad (給付乗率) \quad (組合員期間) \quad (従前額改定率) \\ 594,000円 \times \frac{1.154}{1000} \times 150月 \times 1.061 \times 1.000 = 109,093.50円$$

65歳（令和11年8月分）からの年金額（65歳到達時に加給年金額対象の配偶者がいる場合）

老齢厚生年金（報酬比例部分の額+経過的加算額+加給年金額）+経過的職域加算額

$$\textcircled{1} \text{ (ア+イ+ウ)} + \textcircled{2} = 2,115,570円$$

③ 老齢厚生年金を繰上げ請求した場合の年金額の比較

計算条件に掲げる方が、退職後 1 か月以内に繰上げ請求した場合の年金額と 65 歳からの年金額の比較は下記のとおりです。この場合、39 月繰り上げることになります。

当該老齢厚生年金の額は、経過的職域加算額を含んだ額となっています。
なお、在職支給停止等は考慮していません。

〔算式〕

$$\text{繰上げ請求した場合の老齢厚生年金の額} = \text{65 歳からの老齢厚生年金の額} - \left(\text{65 歳からの老齢厚生年金の額} \times \frac{4}{1000} \times \text{繰上げ請求日の属する月から支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数} \right)$$

減額分

〔年金額の比較〕 (老齢基礎年金、年金払い退職給付は含まれていません。)

年金種別等		年齢等	61 歳から (R8.5 月分から)	65 歳から (R11.8 月分から)
			老齢厚生年金	加給年金
繰上げ請求をしない場合	老齢厚生年金		1,699,670 円	
	加給年金		415,900 円	
	計		2,115,570 円	
繰上げ請求をした場合	老齢厚生年金	1,434,523 円	1,434,523 円	
	加給年金	0 円	415,900 円	
	計	1,434,523 円	1,850,423 円	

〔年金累計支給額の比較〕 (加給年金額、老齢基礎年金、年金払い退職給付は含まれていません。)

年齢	繰上げなし		繰上げあり	
	支給年額	累計支給額	支給年額	累計支給額
61 歳	—	—	143 万円	35 万円(3 か月分)
62 歳	—	—	143 万円	178 万円
63 歳	—	—	143 万円	321 万円
64 歳	—	—	143 万円	464 万円
65 歳	169 万円	169 万円	143 万円	607 万円
⋮			82 歳 8 か月で逆転	
82 歳	169 万円	3,002 万円	143 万円	3,000 万円

〔参考〕

老齢基礎年金は 20 歳から 60 歳まで 40 年 (480 月) 加入で 831,700 円 (令和 7 年度額)
試算条件に掲げる方の場合、

39 年 (468 月) 加入で 65 歳から 810,907 円 $(831,700 / 480 \text{ 月} \times 468)$

39 年 (468 月) 加入で 61 歳から 701,955 円 $(831,700 - (831,700 \times 4 / 1000 \times 39 \text{ 月}))$

3 年金の支給制限

(1) 雇用保険法による給付との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者（特別支給、繰上げ支給の年金受給者）が失業給付（雇用保険法による基本手当）を受けるために雇用保険法による求職の申込みをしたときは、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、求職の申込みを行った翌月から基本手当の所定受給日数を受け終わる月までの間、老齢厚生年金の全部が支給停止されます。

また、65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、高年齢雇用継続給付を受けられることとなつたときは、その間、老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されます。

公務員であった間は雇用保険の被保険者ではありませんが、フルタイムの暫定再任用職員、公立大学法人等に勤務する方、また、公務員を退職後、民間会社等の雇用保険適用事務所に再就職し、失業給付の受給資格を満たして再退職した場合には、雇用保険の給付対象となります。

※フルタイムの暫定再任用職員は、雇用保険に加入することになります。

事業主から受け取った「雇用保険被保険者証」は、大切に保管してください。

(2) 在職中の年金の取扱いについて

老齢厚生年金・退職共済年金の受給者が、公立学校・私立学校・民間会社等に勤務し、勤務先で厚生年金に加入している場合や国会議員・地方議会議員である場合は、「賃金十年金」の額が一定基準額を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。（以下、「在職停止」といいます。）

◆老齢厚生（退職共済）年金（2階部分）

「賃金の月額※1」と「年金の月額※2」の合計額が、基準額51万円※3を超えた場合、超えた額の1/2の額が支給停止されます。

$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{賃金の月額} + \text{年金の月額}) - \text{基準額} 51 \text{万円} \times 1/2$$

※1 「標準報酬月額 + (直近1年間の標準賞与額 × 1/12)」の額。

※2 支給停止額の計算の対象になる年金は、老齢厚生（退職共済）年金（報酬比例部分）の1/12の額。このうち、「経過的職域加算額」・「退職共済年金の職域年金相当部分の額」（3階部分）、「加給年金額」および「経過的加算額」は計算の対象外となります。

〔
 ・退職共済年金
 一元化法施行日前に支給開始年齢等の受給権が発生した年金
 ・退職共済年金の職域年金相当部分の額
 一元化法施行日前に支給開始年齢等の受給権が発生した年金（3階部分）
〕

※3 令和7年度額。この額は、賃金や物価の変動により改定されることがあります。

・ 公務員共済組合の組合員である期間は、3階部分の年金（「経過的職域加算額」、「退職共済年金の職域年金相当部分の額」、「退職年金（年金払い退職給付）」）が全額支給停止となります。

・ 複数の実施機関から年金の支給を受けている場合、全ての年金を合算した金額により計算し、各実施機関の支給額に応じて按分した金額を停止します。

◆老齢基礎年金（1階部分）

老齢基礎年金は、在職中であっても、全額支給されます。

◆在職中の年金支給停止の計算例（概算）

計算条件

○年金額 老齢厚生年金	： 150 万円 ^{※4} （月額：12 万 5 千円）
経過的職域加算額	： 25 万円
○標準報酬月額	： 34 万円
○直近 1 年間の標準賞与額	： 76 万円

$$\left. \begin{array}{l} A : \text{支給停止月額の計算式} \\ B : \text{調整後の支給年額の計算式} \end{array} \right\}$$

$$\begin{aligned} A &: [12 \text{ 万 5 千円} + 34 \text{ 万円} + (76 \text{ 万円} \times 1/12) - 51 \text{ 万円}] \times 1/2 = 9 \text{ 千円} \text{ (停止額)} \\ B &: (12 \text{ 万 5 千円} - 9 \text{ 千円}) \times 12 \text{ か月} = 139 \text{ 万 2 千円} \text{ (支給額)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{在職停止後の年金支給額} & \text{ 老齢厚生年金} = 139 \text{ 万 2 千円} \\ & \text{経過的職域加算額} = 0 \text{ 円}^{\ast 5} \end{aligned}$$

※4 老齢厚生（退職共済）年金のうち、報酬比例部分。

※5 共済組合の一般組合員として在職中は、3 階部分の年金が全額支給停止となります。
臨時の任用職員等の短期組合員については、全額支給されます。

◆暫定再任用職員に係る年金制度と年金の支給について

勤務形態	年金制度
フルタイム勤務	共済組合の厚生年金に加入 ・老齢厚生年金は上記計算式により、支給停止となります。
ハーフタイム勤務	共済組合の厚生年金加入なし ・老齢厚生年金は全額支給されます。

第2 年度末退職（フルタイムの暫定再任用終了者を含む）に伴う手続

必要な手続については、生年月日によって異なりますので、手続に遗漏のないよう、よろしくお願ひします。

なお、令和4年10月からの地方公務員等共済組合法の改正により、組合員区分に短期組合員（臨時的任用職員、1年目のフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度職員等）が新設され、当該組合員は健康保険や福祉事業についてのみ共済組合の適用となり、年金制度については日本年金機構の厚生年金に加入することとなりました。このため、一般組合員の資格喪失後、引き続いて短期組合員となる方は、共済組合の年金制度上、退職と同様の取り扱いとなります。この場合を、本章において「みなし退職」と表記します。

※ 一般組合員資格を有する会計年度任用職員は、早期退職者と同様の手続が必要です。

※ 山口県立大学および下関市立大学の退職者は、所属所より退職する旨の報告を受けた後、必要書類を送付します。詳細は、送付案内文でお知らせします。

1 生年月日：昭和36年4月1日以前

【対象者：フルタイムの暫定再任用終了者】

①退職時の手続

■手続概要

令和8年1月下旬に退職改定手続に必要な退職届書等を所属所に送付しますので、必要事項をご記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。

■提出書類

退職届書等

※ 詳細は、令和8年1月下旬の送付案内文でお知らせします。

■提出期限

令和8年3月19日（木）

【注意】

組合員として在職中であったために年金が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等（退職改定）を行います。この手続は順次進めておりますが、手続の完了時期は8月を予定しております。そのため、6月定期支給期（4月・5月分）の年金は、在職による支給停止が解除されていない状態となります（送付される「年金支払通知書」には、「在職停止」という文字が印字されます。）。

このたび、令和7年度末に退職することに伴い、退職月までの一般組合員期間（厚生年金被保険者期間）を加算した上で、改めて年金額を決定します。

支給停止の解除により追加支給となる年金（6月定期支給期に送金できなかった年金）については、8月中にお支払いできる予定です。お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いします。

2 生年月日：昭和36年4月2日～昭和36年10月1日

【対象者：フルタイムの暫定再任用終了者】

①退職時の手続

■手続概要

令和8年1月下旬に退職届書を所属所に送付しますので、必要事項をご記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。みなし退職の場合、退職届書の提出は不要です。

※ 退職届書を提出していただきますが、退職後6月以内に年金受給権が発生するため、年金待機者としての登録は行いません。（年金待機者登録は、28-3頁参照）

■提出書類

提出書類	提出対象者等
退職届書	
老齢厚生（退職共済）年金用履歴証明提出承諾書	県費職員のみ（福利関係様式集54頁）
履歴書（最終任命権者の証明を受けたもの）	県費職員以外の者（退職日まで記載があるもの）

■提出期限

令和8年3月27日（金）

②65歳到達時の老齢厚生年金の請求手続

■手続概要

65歳到達時の1～2か月前に公立学校共済組合山口支部から年金請求書等を送付しますので、年金請求の手続を行ってください。みなし退職や再就職等で、他の実施機関の年金制度が適用となった場合であっても、誕生日等により公立学校共済組合山口支部から年金請求書等が送付される場合があります。複数の実施機関の年金制度の加入がある場合、年金請求書等を受け付けた実施機関が他の実施機関に情報提供し、年金の決定は実施機関ごとに行われます。

■提出書類、提出時期および提出先

年金請求書等の送付案内文でお知らせします。

3 生年月日：昭和36年10月2日～昭和39年4月1日

【対象者：フルタイムの暫定再任用終了者】

①退職時の手続

■手続概要

令和8年1月下旬に年金待機者登録手続に必要な退職届書を所属所に送付しますので、必要事項をご記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。みなし退職の場合、退職届書の提出は不要です。

○年金待機者登録

用語説明

公立学校共済組合の組合員が一般組合員の資格を喪失するときは、将来の年金請求に備えるため、組合員期間や給与記録等の年金額の決定に必要な記録を登録します。これを年金待機者登録といいます。

待機者登録が完了すると、後日、公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」が登録住所（みなし退職の場合は、共済組合登録の住所）宛てに送付されますので、大切に保管しておいてください。

■提出書類

提出書類	提出対象者等
退職届書	
老齢厚生（退職共済）年金用履歴証明提出承諾書	県費職員のみ（福利関係様式集54頁）
履歴書（最終任命権者の証明を受けたもの）	県費職員以外の者（退職日まで記載があるもの）

■提出期限

令和8年3月27日（金）

【注意】

山口県の教職員を退職後、令和8年4月1日以降引き続き他県の公立学校共済組合、または他の公務員共済組合で厚生年金被保険者となる方は、退職届書の提出は不要です。

2月下旬に通知する「人事異動等に伴う組合員資格の取得・喪失及び被扶養者の認定取消等の手続について（通知）」に沿って手続を行ってください。

②65歳到達時の老齢厚生年金の請求手続

■手続概要

65歳到達時の2～3か月前に公立学校共済組合本部（再就職し他の厚生年金被保険者となつた場合は、最後に加入した実施機関）から年金請求書等が送付されますので、年金請求の手続を行ってください。

■提出書類、提出時期および提出先

年金請求書等の送付案内文でお知らせします。

4 生年月日：昭和39年4月2日以降

【対象者：定年前退職者、早期退職者】

①退職時の手続

■手続概要

一般組合員退職連絡票により公立学校共済組合山口支部へ退職する旨を報告してください。報告を受けた後、年金待機者登録に必要な退職届書を所属所に送付しますので、必要事項をご記入の上、公立学校共済組合山口支部に提出してください。みなし退職の場合、一般組合員退職連絡票による報告、退職届書の提出は不要です。(年金待機者登録は、28-3 頁参照)

なお、一般組合員退職連絡票による報告は、2月中旬に期限を設け、退職届書は2月下旬に一斉送付する予定です。詳細は、12月に通知する「令和7年度末退職者に係る年金に関する手続について」を確認してください。

■提出書類

提出書類	提出対象者等
退職届書	
老齢厚生（退職共済）年金用履歴証明提出承諾書	県費職員のみ（福利関係様式集 54 頁）
履歴書（最終任命権者の証明を受けたもの）	県費職員以外の者（退職日まで記載があるもの）

■提出期限

令和8年4月3日（金）

【注意】

山口県の教職員を退職後、令和8年4月1日以降引き続き他県の公立学校共済組合、または他の公務員共済組合で厚生年金被保険者となる方は、退職届書の提出は不要です。

2月下旬に通知する「人事異動等に伴う組合員資格の取得・喪失及び被扶養者の認定取消等の手続について（通知）」に沿って手続を行ってください。

②65歳到達時の老齢厚生年金の請求手続

■手続概要

65歳到達時の2～3か月前に公立学校共済組合本部（再就職し他の厚生年金被保険者となつた場合は、最後に加入した実施機関）から年金請求書等が送付されますので、年金請求の手続を行ってください。

■提出書類、提出時期および提出先

年金請求書等の送付案内文でお知らせします。

一般組合員退職連絡票

令和 年 月 日

所属所コード			所属所名				
組合員証番号			氏名				
退職年月日	令和		年	月	日		
退職後の動静	再就職の予定		有・無				
	再就職先の名称						
	常勤・非常勤		常勤・非常勤				
	雇用形態 ^{※1}				職名		
	再就職年月日		令和	年	月	日	
書類の送付先	退職届書等 (退職時に必要な年金関係書類)	所属所・自宅		〒 -			
	資格喪失証明書 ^{※2} (国保等に加入される方)	所属所・自宅		年度末退職に限り、原則として所属所送付とします。特別な事情がある場合は、下記の「その他連絡事項」にてお知らせください。			
	その他連絡事項						

*1 雇用形態欄は、「本採用職員」「再任用職員」「会計年度任用職員」等を記入してください。

民間企業に再就職される場合は、雇用形態欄は記入しないでください。

*2 資格喪失証明書は、退職後、国民健康保険や家族の保険（被扶養者）に加入される方に必要となる書類です。退職日以降に送付しますが、退職日を確認するために辞令の写しを提出してください。

上記のとおり、退職することを報告します。

公立学校共済組合山口支部 行き

(FAX送信可、送付状は不要です。 FAX: 083-933-4589)

注意

退職後も引き続き公立学校共済組合山口支部の組合員資格を有する方は退職連絡票の提出は不要です。

共済組合記入欄

受給状況： 未・特老厚・老厚・線上・線下・障害・遺族

用紙種別： 退職届書 宿泊施設特別利用者証

退職年金「決定」請求 退職年金「改定」請求 受給選択申出書

その他（ ） 請求状況： 特老厚未・老厚未 短期手交済

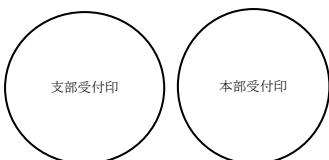
退職届書記入要領

支部	組合員証号	届出日における氏名を記入してください。									
退職届書 (共済組合提出用)											

公立学校共済組合理事長 殿												届出日 令和8年3月31日								
退職者	フリガナ	コウリツ			ハナコ			生年月日	元号 年 月 日 性別											
	氏名	(氏)			(名)															
公立 花子																				
退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号				障害状態の有無									
	令和	0	8	0	3	3	1	昭	平	1	2	3	4	—	5	6	7	8	9	0
所属機関名職名	所属機関名				職名	待機者番号(前歴あり)				種別	証書番号									
	青空小学校				教諭															
退職者の住所等	フリガナ	トウキョウト			チヨダク			基礎年金番号、待機者番号、証書番号が不明の場合は、未記入で提出されて構いません。												
	郵便番号	101-0062	住所	東京		都道府県	千代田	市町村	東京都				区(指定都市)							
	上欄住所のつづき	フリガナ	カンダスルガダイ2-9-5			退職者の電話番号は、必ずご記入ください。														
町名番地等	神田駿河台2-9-5	電話番号	999-9999-9999																	
退職者の配偶者	配偶者の有無	「有」の場合は記入してください。			配偶者の生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか										
	無(有)				昭	平	3	7	1	2	0	1	している・していない							

組合員期間内に初診日がある障害により、障害年金を受けている、または請求を検討している場合のみ「有」に○をしてください。それ以外の場合は「無」に○をしてください。

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。											
令和8年3月31日											
所属機関名及び職名	青空小学校 校長			所属所長印は不要です。							
所属機関の長	神田 年男										



支部受付印

本部受付印

「退職者の配偶者」欄は、もれなく記入してください。															
1.「配偶者の有無」欄に○をしてください。															
2.1で「有」に○をされた方は、「配偶者の生年月日」欄に記入の上、「配偶者を扶養していますか」欄の該当するものに○をしてください。															
「退職者の配偶者」欄は、もれなく記入してください。															
記入不要です。															
共済組合記入欄(任意)															
退職③	昭和 平成					職名	給付制限	一時金受給額							
								義・非	所属区分	有・無	受給日				
退職④	昭和 平成					義・非	給付制限	種別	時金額	元号	年	月	日		
														有・無	昭和
審査 作成者															

第3 年金の請求手続

1 65歳到達時の年金請求手続

(1) 老齢厚生年金の請求手続 (28-2 頁～28-4 頁参照)

65歳で老齢厚生年金の請求を行わず、66歳以降に繰り下げて受給することを希望される場合でも、提出が必要です。

(2) 退職年金（年金払い退職給付）の請求手続

65歳到達時（65歳到達時に在職中の場合は退職時）の1～2か月前に公立学校共済組合本部または山口支部（退職後に他の公務員共済組合で厚生年金被保険者となった場合は、最後に加入した公務員共済組合）から退職年金（年金払い退職給付）決定請求書等が送付されますので、請求手続を行ってください。

老齢厚生年金と一緒に請求手続を行う場合、老齢厚生年金が決定した後、退職年金（年金払い退職給付）の決定手続が行われます。

(3) 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続

ア 公務員の期間のみ有する方（単一者）

65歳到達時の1～2か月前に公立学校共済組合本部または山口支部（退職後に他の公務員共済組合で厚生年金被保険者となった場合は、最後に加入した公務員共済組合）から老齢基礎年金の裁定請求書が送付されますので、請求手続を行ってください。

老齢厚生年金が決定した後、日本年金機構にて老齢基礎年金の裁定手続が行われます。

イ 公務員以外の期間（短期組合員を含む）を有する方（混在者）

65歳到達時の1～2か月前に日本年金機構から老齢基礎年金の裁定請求書が送付されますので、請求手続を行ってください。

2 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ請求手続

(1) 老齢厚生年金の繰上げ請求手続

老齢厚生年金の繰上げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部または山口支部までお問い合わせください。繰上げ請求に必要な書類を送付します。

手続の時期等（繰上げ請求する際の主な注意点は、16頁参照）

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）により、公務員共済組合以外の加入期間がある方でも、いずれか1つの実施機関に請求書を提出することで、それぞれの期間の老齢厚生年金および老齢基礎年金を同時に繰上げ請求することができます。

最初の手続先で請求書に押印する受付印の日付がすべての年金制度で共通の請求日となり、請求書を手続先において受付した日の翌月分から年金が支給されますので、留意してください。

(2) 老齢厚生年金の繰下げ請求手続

老齢厚生年金の繰下げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部または山口支部までお問い合わせください。繰下げ請求に必要な書類を送付します。

手続の時期等（繰下げ請求する際の主な注意点は、16頁参照）

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）により、公務員共済組合以外の加入期間がある方でも、いずれか1つの実施機関に請求書を提出することにより、他の実施機関の老齢厚生年金も繰下げ請求することができます。

請求書を手続先において受付した日の翌月分から年金が支給されますので、留意してください。

<注意事項>

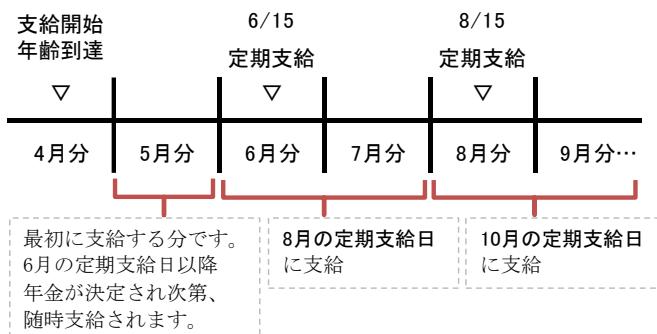
- 年金は、支給開始年齢に到達すれば、自動的に皆様の口座に振り込まれる訳ではありません。
必ずご自身で請求手続を行ってください。
請求後、年金の支給までに3～4か月程お時間をいただきますので、ご理解くださいますようお願いします。
なお、年金の請求権は、5年の時効があります。

第4 参考事項

(1) 初回支給・定期支給

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から支給されます。初回支給は、「支給開始月」から「定期支給期（偶数月）の前月」までの期間分です。

【例】4月20日に支給開始年齢に達する場合



定期支給は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日（その日が土曜日、日曜日または祝日のときは、直前の平日）に、各月の前月までの2か月分が支給されます。

【注意】

退職後、最初に支給される年金は、新規決定処理を行うため支給が遅れる場合があります。

(2) 年金支払通知書（送金予定日や支給額のお知らせ）

原則として、毎年6月と12月に送付されます。

支給額が変更になった場合や、受取先口座を変更された場合は、6月と12月以外の支給期にも、「年金支払通知書」を改めてお送りします。

(3) 公的年金等の源泉徴収票

毎年12月に「年金支払通知書」と一体で公立学校共済組合本部から送付されます。

(4) 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

年金から源泉徴収する所得税について、配偶者控除等の各種人の控除を受けるためには、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要です。毎年10月初旬頃、公立学校共済組合本部から課税対象者に送付されます。

(5) 受取金融機関の変更

年金の受取金融機関を変えたいときは、「年金受給権者受取機関変更届」を公立学校共済組合本部に提出してください。

(6) 住所の変更

住所または住居表示が変わったときは、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して登録住所が変更されるため、共済組合への届出は原則不要です。変更処理には4~5か月程の時間を要しますので、郵便局での転送手続を行うようお願いします。ただし、以下に該当する場合を含め、半年を経過しても旧住所から転送される場合は、「年金受給権者住所変更届」を公立学校共済組合本部に提出してください。

- ・外国に居住している方
- ・成年後見人等が選任されている方
- ・年金請求後、すぐに住所を変更した方
- ・年金決定後、おおむね半年以内に住所を変更した方

(7) 死亡の連絡

年金受給者の方が亡くなられたときは、年金を受ける権利が消滅しますので、公立学校共済組合本部または山口支部に電話等によりご連絡ください。